

平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第三条―第八条）

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項（第九条―第三十一条）

第三節 清算中の特定基金等に関する事項（第三十二条―第三十八条）

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項（第三十九条）

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項（第四十条―第四十六条）

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項（第四十七条・第四十八条）

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第四十九条）

第二節 存続連合会の業務等に関する事項（第五十条―第五十二条）

第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項（第五十三条―第六十条）

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項（第六十一条―第六十三条）

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項（第六十四条―第六十七条）

第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項（第六十八条・第六十九条）

第七節 存続連合会の事務委託に関する事項（第七十一条）

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項（第七十二条―第七十五条）

第四章 その他の経過措置（第七十六条―第八十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二百二条の規定による改正前の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。

六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二百二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。

七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第三百一十一条の規定による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）をいう。

八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）をいう。

十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。

十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。

十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

十七 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。

十八 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。

十九 自主解散型基金 平成二十五年改正法附則第十一条に規定する自主解散型基金をいう。

二十 清算型基金 平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。

二十一 清算未了特定基金 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金をいう。

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

（存続厚生年金基金に関する読替え等）

第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険被保険者法第七七条	被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第百二十四条及び第百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）
改正前厚生年金保険共済組合の組合員法第二百二十四条	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者

<p>同法第四百七条第四項、第四十三項、第六十一条及び条、第四十四條及び第四十五條 第六十二條</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第六項及び 百三十八條第六項及び 同項中</p>	<p>同法第四百六十六條 同法第四百六十六條 同法第四百六十六條</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>											
<p>条の三、第六十二條、第六十三條並びに附則第二條、第五條、第七條及び第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一条第一項 厚生年金保険法 (以下「法」)</p>	<p>第一条第二項 法</p>	<p>第二条 法</p>	<p>第三条 厚生年金基金 (以下「基金」という。)</p>	<p>第十條第一項 法</p>	<p>第十五條 法</p>	<p>第十六條第一項 法</p>	<p>第十七條第二項 第九万八千円</p>	<p>第十七條第五項 法</p>	<p>第十七條第二項 第九万八千円</p>	<p>第十七條第五項 法</p>	<p>第二十條第二項 法第百四十四條 の三第三項 法第百六十條第五項</p>	<p>第二十條第二項 法第百四十四條 の三第三項 法第百六十條第五項</p>	<p>第二十一條 法第百四十四條 の二第一項 法第百四十四條 の三第三項 法第百六十條第五項</p>	<p>第二十二條 法第百三十二條 第四項</p>	<p>第二十三條 法第百三十二條 第四項</p>	<p>第二十四條 法第百三十二條 第四項</p>	<p>第二十五條 法第百三十二條 第四項</p>	<p>第二十六條 法第百三十二條 第四項</p>	<p>第二十七條 法第百三十二條 第四項</p>

第二十四條の申出を 第二項	法第百三十二條 第二項	<p>条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。)</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項申出(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)を</p> <p>五年</p>
第二十四條の法 第二項	法第百三十三條 の二第二項 法第百三十二條 第二項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
第二十六條の障害補償給付若 四第二項第三しくは障害給付 号	障害補償給付若 四第二項第三しくは障害給付 号	<p>障害補償給付、複数事業労働者障害給付若しくは障害給付</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
第二十七條の法 第二第三項第二 号及び第二十 八條第二項	第二十七條の法 第二第三項第二 号及び第二十 八條第二項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
第二十八條の法第百三十條第 二及び第二十五 九條第一項	第二十八條の法第百三十條第 二及び第二十五 九條第一項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第五項</p>
第二十九條第 一項第一号並 びに第三十條 第一項及び第 二項	第二十九條第 一項第一号並 びに第三十條 第一項及び第 二項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
第三十條第三 項	第三十條第三 項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條の二第一項</p>
第三十一條第 一項	第三十一條第 一項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條の二第二項</p>
第三十三條の法 三	第三十三條の法 三	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
第三十四條第 一項	第三十四條第 一項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>
第三十四條第 二項	第三十四條第 二項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>

第九項において 準用する場合を 含む。次項にお いて同じ。若し くは法第百四十 條第九項(同条 第十項において 準用する場合を 含む。次項にお いて同じ。)の規 定により免除保 険料額(当該加 入員の標準報酬 月額及び標準賞 与額にそれぞれ 法第八十一條の 第三項に規定 する免除保険料 率(以下「免除 保険料率」とい う。)を乗じて得 た額をいう。以 下同じ。又は免 除保険料額に法 第百三十八條第 四項に規定する 割合を乗じて得 た額を免除され ている	第九項において 準用する場合を 含む。次項にお いて同じ。若し くは法第百四十 條第九項(同条 第十項において 準用する場合を 含む。次項にお いて同じ。)の規 定により免除保 険料額(当該加 入員の標準報酬 月額及び標準賞 与額にそれぞれ 法第八十一條の 第三項に規定 する免除保険料 率(以下「免除 保険料率」とい う。)を乗じて得 た額をいう。以 下同じ。又は免 除保険料額に法 第百三十八條第 四項に規定する 割合を乗じて得 た額を免除され ている	<p>係る免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一條の第三項に規定する免除保険料率(以下「免除保険料率」という。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九條第二項</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第四項</p> <p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>
法第百二十九條 第二項	法第百二十九條 第二項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九條第二項</p>
法第百三十八條 第四項	法第百三十八條 第四項	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第四項</p>
法第百三十九條 第七項又は同条 第八項若しくは 法第百四十條第 九項の規定によ り免除保険料額 又は免除保険料 額に法第百三十 八條第四項に規	法第百三十九條 第七項又は同条 第八項若しくは 法第百四十條第 九項の規定によ り免除保険料額 又は免除保険料 額に法第百三十 八條第四項に規	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>

<p>定する割合を乗じて得た額を免除されている</p>	<p>を、次の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める割合を、次で増加することができる。</p> <p>一 次号に掲げる加入員以外の加入員</p> <p>二 平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第八項又は第百四十条第九項の規定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合</p>	<p>条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。）</p>
<p>第三十四条の法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>併 設立の認可、合併</p> <p>法第百四十三条 平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十三条第一項</p>
<p>第三十四条の法 第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第五項</p>	<p>法第百四十二条 第二項 平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第二項</p>
<p>第三十五条の法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>法第百四十二条 第二項 平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第二項</p>
<p>第三十六条の法 前条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>法第百四十二条 第二項 平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第二項</p>
<p>第三十六条の法 第九項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>法第百三十二条 第二項 平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項</p>
<p>第三十六条の法 第九項 同条第八項中同項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>法第百六十一条 第二項 平成二十五年改正法附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項</p>
<p>第三十六条の法 第九項 同条第九項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>法第百六十一条 第二項 平成二十五年改正法附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項</p>
<p>第三十六号 第三十一条の法 第一項の認可（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百九条第一項の規定に基づき同法第二</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>法第百六十一条 第二項 平成二十五年改正法附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項</p>

第五十五条の法 第二項第一 号ロ(2)	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第五十五条の法 第三項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三
第五十五条の法 第四項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第五十七条第百三十二条 第一項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項(第二項)
第五十七條第百三十二條 第二項	厚生年金保険法年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行令第六条の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和三年政令第二百二十九号)第五条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第六条の三
第五十七條第百三十二條 第三項	第四十三條第二項又は第三項
第五十九條第百三十二條 第一項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項(第二項)
第五十九條第百三十二條 第二項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項(第二項)
第六十條の二 第一項及び第 二項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第六十條の二 第三項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十條第二項
第六十條の二 第四項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項
第六十條の二 第五項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項
第六十條の二 第六項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第六十條の二 第七項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項
第六十條の二 第八項	平成二十五年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項
第六十三條第百五十五條第一項 第三号	第百五十五條第二項
第六十三條第百五十五條第一項 第八号	第百三十二條第二項

附則第八條 の五第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の五第四項
法第百六十一條 第一項に規定す る責任準備金に 相当する額	平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額
3 存続厚生年金基金については、改正前確定給付企業年金法施行令第一条第二項、第二条第二号から第四号まで、第七十三條(第七項及び第九項を除く)、第七十四條の二から第八十八條まで、第八十八條の三、第九十三條及び附則第二條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第一 厚生年金基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)
第二 法第百七條第一項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法(以下「改正前確定給付企業年金法」という。)第百七條第一項
第二 法第百十條の二 第二項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十條の二第三項
第三 法第百十條の二 第三項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十條の二第三項
第二 法第百十五條の三 第二項若しくは第 百十五條の四第二 項又は厚生年金保 法第百六十五條の 第二項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五條の三第二項又は平成二十五條改正法附則第五十五條第二項若しくは第五十八條第二項
第二 法第百四十四條の 三第五項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の三第五項
第二 法第百七十五條第 五項	平成二十五年改正法附則第十一條第一項
第七 法第百七條第一項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百七條第一項

第八号 列各二	第十 八法	第十一 条第 二項	第八 法第 百十二 条第 五項	第十一 条第 五項	第十一 条第 五項	第十一 条第 五項	第十一 条第 五項	第十 八法	第七及 第九 条
<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八條第六項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第四項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>存続厚生年金基金</p>
<p>平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八條第六項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第四項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>存続厚生年金基金</p>

れぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額）

第十条 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額

二 前項の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十一条 平成二十五年改正法附則第十一条第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（自主解散型納付計画の承認の要件）

第十二条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に相当する額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件）

第十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三

十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

（自主解散型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置（ロに掲げる措置を除く。）を講じていること）

一 自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による設立事業所をいう。以下同じ。）に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

（自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十二条第一項に規定する自主解散型基金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第二項の承認の申請をしたもの」とする。

（自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等）

第十五条 平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第十四条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ右表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一前条第一項の規定に基公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の	自主解散型基金は
つき、政府が解散厚生一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十一条第	自主解散型基金は
年金基金等から同項に七項の規定により政府が同条第一項に規定する自主解散型基金（以下	自主解散型基金は
規定する責任準備金）にこの条において「自主解散型基金」という。）から同法附則第十一条	自主解散型基金は
相当する額	自主解散型基金は
第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則	自主解散型基金は
第十三条第一項の規定により政府が自主解散型基金から同法附則第十	自主解散型基金は
一条第一項に規定する年金給付等積立金の額	自主解散型基金は
解散厚生年金基金等は	自主解散型基金は
当該責任準備金に相当	自主解散型基金は
する額	自主解散型基金は
第四	自主解散型基金は
項及	自主解散型基金は
解散厚生年金基金等	自主解散型基金は

附則第十二条第三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）
附則第十二条第四項各号	附則第十二条各号	事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第十二条第五項	各事業主	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第十二条第十項	年金給付等積立金の額（次の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象する年金給付等積立金の成二十六政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額	
附則第十三条	年金給付等積立金の額	基金一括納付額

第十七条 平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消された自主解散型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第十三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「自主解散型納付計画」とあるのは、「附則第十五条第一項の規定による取消し前の自主解散型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があったときは、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

第十八条 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。
 2 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の事業の継続が著しく困難なものと政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
 一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日（以下この条において「指定日」という。）の属する事業年度の前事業年度（当該指定日が当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること又は平成八年四月一日から当該指定日までの間に存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定する代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは存続厚生年金基金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあると認められること。

（清算型基金の指定の要件）
第十八条 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。
 2 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の事業の継続が著しく困難なものと政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
 一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日（以下この条において「指定日」という。）の属する事業年度の前事業年度（当該指定日が当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること又は平成八年四月一日から当該指定日までの間に存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定する代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは存続厚生年金基金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあると認められること。

二 指定日において存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（当該存続厚生年金基金の加入員を除く。）の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。
 3 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
 一 指定日の属する前前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は指定日の属する前前二年間の存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした清算型基金による前納に関する読替え）
第十九条 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による認定の申請をしたもの」とする。
第二十条 平成二十五年改正法附則第二十条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
 一 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした日の属する前前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する前前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例に関する技術的読替え）
第二十一条 平成二十五年改正法附則第二十条第四項において平成二十五年改正法附則第十一条第八項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。
第二十二条 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とある

（清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例に関する技術的読替え）
第二十一条 平成二十五年改正法附則第二十条第四項において平成二十五年改正法附則第十一条第八項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。
第二十二条 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とある

のは「年金給付等積立金の額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定による消滅をした場合にあっては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

（清算型納付計画の承認の要件）

第二十三条 平成二十五年改正法附則第二十一条第六項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（清算型納付計画の承認に係る認定の要件）

第二十四条 平成二十五年改正法附則第二十一条第七項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
- イ 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。
- ハ 清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該清算型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置（ロに掲げる措置を除く。）を講じていること。

二 清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によつて責任準備金相当額を上回ることが困難であることと見込まれること。

（清算型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読替え）

第二十五条 平成二十五年改正法附則第二十一条第四項において平成二十五年改正法附則第十三条第四項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

（清算型基金の納付の猶予に係る準用に関する技術的読替え）

第二十六条 平成二十五年改正法附則第二十三条において平成二十五年改正法附則第十四条第六項の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十三条の規定によるほか、同項において準用する平成二十五年改正法附則第十三条第四項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

（清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等）

第二十七条 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項及び第六項	清算型基金	清算型基金
第一前条第一項の規定に基公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等のつき、政府が解散厚生一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十条第年基金等から同項に三項の規定により政府が同法附則第十九条第一項に規定する清算型基金規定する責任準備金に金（この条において「清算型基金」という。）から同法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合は同法附則第二十二條第一項の規定により政府が清算型基金から同法附則第二十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額	清算型基金は	清算型基金は
解散厚生年金基金等は	清算型基金は	清算型基金は
当該責任準備金に相当する額	当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額	当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額
第二 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合には、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金（以下「清算型基金」という。）
第八十二条 平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金	清算型基金
第八十二条 存続厚生年金基金	存続厚生年金基金	清算型基金
第八十二条 存続厚生年金基金	存続厚生年金基金	清算型基金
第八十三条 解散厚生年金基金等	解散厚生年金基金等	清算型基金
第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の規定により確定給付企業年金法第百十三条徴収する同項に規定する年金給付等積立金	平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額
第八十四条及び第八十五条	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法

<p>第一項 法附則第三十九條第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十九條第一項</p>	<p>法附則第三十三條第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に</p>	<p>3 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八十法 二条各号 号列記 以外の部分</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四條第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十厚生年金特定基金 二条第基金 一號</p>	<p>第八十解散厚生特定基金 三条第年金基金 一項</p>	<p>法第百十平 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項の規定により徴収する同項の規定項に規定する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額 取する責 任準備金 に相当す る額</p>
<p>第八十法 四條 五條 六條 七條 第八十法 七條 第八十法 七條 第八十法 七條</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第三項</p>	<p>第八十法 七條 第八十法 七條</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十法 七條 第八十法 七條 第八十法 七條</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の価額の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。 （清算未了特定基金に関する説替え等）</p>	<p>第三十四條 平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第三項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第三十特定基金 四條第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三十八條第二項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同</p>

(存続連合会等に行わせる業務に関する経過措置)
第三十五条 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十五年そのその業務(附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定改正法附則業務によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第四十條第九項)	第一項の規定により存続連合会が行う業務を除く。
改正後確定給そのその業務(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等付企業年金法業務の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第二十七條第二項第九十一條の)	又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定により連合会が行う業務を除く。

第三十六條 平成二十五年改正法附則第三十一條第四項において平成二十五年改正法附則第十三條第四項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算未了特定基金」と読み替えるものとする。

(清算未了特定基金型納付計画の提出の特例)

第三十七條 清算未了特定基金であつてその設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主)のうち当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を当該清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認める事業主(第三項及び次条第一項において「基金一括納付対象事業主」という。)を除く。

附則第三十條各事業主(当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認める事業主(第三項及び次条第一項において「基金一括納付対象事業主」という。)を除く。)	主	各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)
附則第三十條の事業の事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)	主	各事業各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)
附則第三十一條額を除額及び基金一括納付対象事業主に係る前条第四項第一号の額の合計額を除く	主	各事業各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)

(清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例)

第三十八條 平成二十五年改正法附則第三十二條において準用する平成二十五年改正法附則第十五條第一項の規定により清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された清算未了特定基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「清算未了特定基金型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前の清算未了特定基金型納付計画(前条第四項第一号に係る部分(当該額の一部につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。))とする。」とする。

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項

第三十九條 平成二十五年改正法附則第三十三條第一項第二号の政令で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 第三條第二項の規定によりなその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條及び第四十一條の三の五第二項に規定する期間

二 第三條第三項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項各号に掲げる期間
 三 第六十五條第二項の規定によりなその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項に掲げる期間

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項

(設立事業所の一部について行つた残余財産の確定給付企業年金への交付)

第四十條 平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 確定給付企業年金の事業主(改正後確定給付企業年金法施行令第一條第一項に規定する事業主をいう。以下この号において「譲受事業主」という。)が、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からその事業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等(規約型企業年金(改正後確定給付企業年金法第七十四條第一項に規定する規約型企業年金をいう。))の事業主及び企業年金基金(改正後確定給付企業年金法第二條第四項に規定する企業年金基金をいう。)をいう。以下この条及び第四十二條において同じ)が、当該解散した存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるもの当該解散した存続厚生年金基金に係る残余財産の交付を受ける場合
- 二 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員の一部(以下この号において「一部移転加入員」という。)に係る残余財産の交付を当該確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合(当該一部移転加入員が当該確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなつたことにより、当該存続厚生年金基金の設立事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該残余財産の交付を受ける場合に限る。)
- 三 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員のうち、残余財産を分配することを希望する者以外の者に係る残余財産の交付を確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合

(設立事業所に係る解散基金加入員等に分配すべき残余財産の交付を申し出る際の手続)

第四十一條 施行日以後に解散した存続厚生年金基金(解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。第二号及び第三項において「交付存続厚生年金基金」という。)が、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定に基づき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(改正後確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。)への交付を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならぬ。

- 一 交付の申出に係る残余財産を分配すべき解散基金加入員等(平成二十五年改正法附則第三十五條第一項に規定する解散基金加入員等をいう。次項において「交付解散基金加入員等」という。)が使用される設立事業所の事業主の全部
- 二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者
- 三 前項の場合において、交付解散基金加入員等が使用される設立事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

3 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定に基づき、当該交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又はその遺族の同意を得なければならない。

(平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定により解散した存続厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付した場合における加入者期間の取扱い)

第四十二條 確定給付企業年金の資産管理運用機関等(改正後確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ)が、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等

は、解散した存続厚生年金基金の解散基金加入員等に係る加入員期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者期間に算入するものとする。

第四十三條 平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の政令で定める額及び月数

平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定まる金額とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の政令で定める月数は、同条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十八條、第三十一條の二第一項、第三十一條の三第一項及び第五十五條第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づき申出に係る被共済者にあつては、零月）とする。

第四十四條 平成二十五年改正法附則第三十六條第三項第一号及び第八項の政令で定める利率

平成二十五年改正法附則第三十六條第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）第八條に規定する利率とする。

（存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六條第一項の規定の読替え）

第四十五條 平成二十五年改正法附則第三十六條第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは「被共済者とする」と「締結した」とあるのは「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六條第一項」とあるのは「附則第三十六條第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六條第六項の規定の読替え）

第四十六條 平成二十五年改正法附則第三十六條第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

（設立に必要な被保険者数の特例）

第四十七條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十一條第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二條第一項の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けようとする存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一條の規定の適用については、厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第二條の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一條第一項中「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人」とあるのは、「十人」とする。

（審査請求及び再審査請求に関する経過措置）

第四十八條 旧厚生年金基金が行った処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第六十九條において準用する改正前厚生年金保険法第九十條第一項及び第二項又は第九十一條の規定による審

査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第四十九條 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: 改正前厚生年金保険法等の規定 (Old Law Provisions) and 改正後の規定 (Revised Provisions). Rows include provisions for labor unions, labor unions, and labor unions.

附則第三十條第三項において連合会の用する同条第一項

第八十五條の二 平成二十五年改正法附則第八條

責任準備金に相当責任準備金相当額

附則第三十條第三項にお

2 存続連合会については、廃止前厚生年金基金令第四十八條の二、第五十二條の六第一項、第五十二條の七、第五十四條第一項、第五十五條の二第一項（第二号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む）、第五十五條の三、第五十五條の四第二項から第四項まで、第五十七條から第六十條の三まで及び附則第六條の規定、廃止前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第二條（第二号を除く）、第四條、第六條から第十四條まで、第十九條、第二十六條第一項から第四項まで、第二十七條、第二十七條の二第一項及び第三項（第三号を除く）、第二十八條の二、第三十條、第三十一條、第三十七條（第二項を除く）、第三十九條の二、第三十九條の五から第四十一條まで、第四十二條（第三号を除く）、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條並びに第四十八條の規定並びに廃止前厚生年金基金令附則第六條において準用する廃止前厚生年金基金令附則第五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八條の二 法的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平

第五十四条第一年金給付等積立金等項において準用する第三十九条の十五	第五十四条第一法第百三十六項において準用する第三十九条の十六	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
第五十四条第一項において準用する第四十八条	第四十二条	第四十二条（第三号を除く。）
附則第六条におお第三十九条の同条第三項	附則第六条におお第三十九条の同条第三項	附則第六条におお第三十九条の同条第三項
附則第五條第一項各号列記以外の部分	附則第五條第一項各号列記以外の部分	附則第五條第一項各号列記以外の部分
附則第六条におお基金	掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第十三条第三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）
附則第五條第一項第一号	掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法附則第三十二条第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）、存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法に基づき企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける額
附則第六条におお基金	存続連合会	存続連合会
附則第五條第一項第二号	備金相当額	備金相当額
附則第六条におお基金	存続連合会	存続連合会
附則第五條第一項	立金	立金
附則第五條第二項	立金	立金

3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三条第三号に規定する存続連合会、健康保険組合若しくは」とする。	業型年金加入者であった者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）
4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	業型年金加入者であった者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）
第二十法第四十八条の三	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項
第一項	業型年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条に規定する企業年金連合会
第二十法第四十八条の三	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第百五十三条第十二号
第二十法第四十八条の三	存続連合会が
第二十法第四十八条の三	平成二十五年改正法附則第四十条第八項
第二十法第四十八条の三	存続連合会
第二十法第四十八条の三	存続連合会
第二十法第四十八条の三	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法第五十四条の二第一項
第二十法第四十八条の三	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法
第二十法第四十八条の三	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法

第二節 存続連合会の業務等に関する事項

（基金中途脱退者の加入員であった期間）
第五十条 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の厚生年金基金の加入員であった期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であった期間の計算の例により計算するものとし、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条及び第四十一条の三の五第二項、第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項並びに第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金

(差別的取扱いの禁止)
第五十八條 存続連合会老齢給付金等の額は、存続連合会がこれらの給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであってはならない。
(基金中途脱退者等への存続連合会の説明義務)

第五十九條 存続連合会は、基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。)(又は企業年金加入者であった者)をいう。以下この条において同じ。の求めがあったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業年金加入者であった者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額、確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産(確定拠出年金法第二十二條に規定する個人別管理資産をいう)の移換に關して必要な事項について、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業年金加入者であった者に説明しなければならない。

第六十條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金(以下「解散をしようとする基金等」という。)(が平成二十五年改正法附則第四十二條第二項の規定に基づき移換する基金脱退一時金相当額は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第二項に規定する額(厚生年金保険法第四十四條の三第一項の規定による申出(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。))をした者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第四項に規定する額)を超える部分の額とする。

2 解散をしようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出した基金中途脱退者に対して老齢年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の適用については、同項中「を超えるもの」を「以上」とする。
第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項
第六十一條 平成二十五年改正法附則第五十三條第一項の規定による施行前基金中途脱退者等(同項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)(の権利義務の移換の申出及び同条第五項の規定による施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金(同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。))の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、施行前基金中途脱退者等が存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十四條第一項の規定による施行後基金中途脱退者等(同項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。以下同じ。))の積立金(同項に規定する積立金をいう。)(の移換の申出について準用する。
3 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十五條第一項の規定による老齢基金中途脱退者等(同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。))の年金給付等積立金等(同項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。))の移換の申出について準用する。
4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六條第一項の規定による老齢基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。
5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七條第一項の規定による老齡確定給付企業年金中途脱退者等(同項に規定する老齡確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。))の積立金(同項に規定する積立金をいう。次項及び第七項において同じ。))の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八條第一項の規定による老齡確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。
7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九條第一項の規定による老齡確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。
8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。
(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱ひ)
第六十二條 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項の規定により存続連合会が老齡年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項の解散をした丙基金の加入員であった期間は、甲基金の加入員であった期間とみなす。
2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金(同条第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。))の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金(同条第一項に規定する積立金をいう。第三号及び次項(第二号を除く。))において同じ。))の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齡確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齡年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。
一 平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合
二 平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
三 平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第三十六條第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四條の二において同じ。))であつた期間
三 平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
四 平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六條第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第一項若しくは平成二十五年改正法附則第四十七條第一項に規定する終了制度加入者等であつた期間又は平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替へて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間
3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により年金給付等積立金等の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八條第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齡基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十五條第一項に規定する老齡基金中途脱退者等をいう。以下同じ。))又は老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係

<p>いて準用する第二十八 条第二項</p>	<p>(以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。)第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法</p>
<p>3 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十二條の二、第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)」と、「連合会」とあるのは「同法附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)」とする。</p>	<p>第五十四條第一項において準用する第二十六條第一項 加入員若しくは加入員存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に關する者又はこれらの義務を負つてゐる者 の遺族 加入員又は加入員であ中途脱退者又は解散基金加入員</p>
<p>4 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二條の二、第五十二條の三及び第五十四條第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九條、第二十六條第一項から第四項まで、第二十七條、第二十七條の二第一項及び第三項(第三号を除く。)並びに第二十八條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五十四條第一項において準用する第二十六條第三項及び第四項並びに第二十七條の二第一項 中途脱退者又は解散基金加入員の死亡に關し存続連合会が支給する一時金たる給付</p>
<p>第五十二條の二法第六十條の二第三項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金及及び第六十一條第三項 公的年金制度の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この條及び次條において「平成二十五年改正法」という。)附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この條及び次條において「改正前厚生年金保険法」という。)第六十條の二第三項</p>	<p>第五十四條第一項において準用する第二十七條の二第三項第一號 加入員又は加入員であ中途脱退者又は解散基金加入員</p>
<p>連合会が老齡年金給付 平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会(次條及び第五十四條第一項において「連合会」という。)が老齡年金給付 支給する一時金たる給付並びに法第六十二條第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は法第六十條の二第三項、第六十一條第五項及び第六十二條第二項に規定する交付金並びに</p>	<p>第五十四條第一項において準用する第二十八條第二項 平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この條及び次條において「改正前厚生年金保険法」という。)第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>法第六十條の二第三項、第六十一條第五項及び第六十二條第二項に規定する交付金並びに</p>	<p>第六十條の二第三項、第六十一條第五項及び第六十二條第二項に規定する交付金及び</p>
<p>第五十二條の三法第六十條の二第三項及び第六十一條第五項 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第三項</p>	<p>第六十條の二第三項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)</p>
<p>第五十四條第一項において準用する第十九條 基金</p>	<p>第六十條の二第三項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)</p>

<p>老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>	<p>老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>
<p>法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項</p>
<p>法第九十一条の二第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項</p>
<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>
<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>

<p>第二十九条 第三号 第六十五条法第九十一条の七において準用する法 第三十三条 第六十五条法第九十一条の五第四項及平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する法</p>
<p>3 平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三号第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三号第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。</p>
<p>4 平成二十五年改正法附則第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の三第三項</p>
<p>第六十五条法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項</p>	<p>企業年金連合会（厚生年金保存続連合会（平成二十五年改正法附則第十三条第三号に規定する存続連合会）業年金連合会 老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金 法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>

<p>第六十五条 法第九十一条の二第一項 の五第三項</p>	<p>脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項 脱退一時金相当額又は残余財産</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項</p>
<p>第六十五条 法第九十一条の七において準用する法 第二十六条 第二十九号 各号列記以外の部分 第六十五条法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法 業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>
<p>第六十五条法第九十一条の七において準用する法 第三十三号 第六十五条法第九十一条の七において準用する法 第三十三号</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法 金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>
<p>5 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三号第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>		
<p>6 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十六条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第六十五条法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の四第三項 企業年金連合会（厚生年金保険法第九十一条の四第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の四第三項 金連合会 老齢給付金及び遺族給付金、障害給付金及び遺族給付金 第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金 法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項 同項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項</p>
<p>第六十五条法第九十一条の七において準用する法 第三十三号 脱退一時金相当額又は残余財産 脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項 残余財産 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の四第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項</p>

九十三条第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十八条法の第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次条第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第二項の規定において「改正前確定給付企業年金法」という。
第八十八条前三項の二第四項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次条第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二項の規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
第八十八条前三項の二第四項	第一項
第八十八条法第三項の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法各号列記以退一時金相当額の移換を受金法外の部分
第八十八条法第三項の二第二項	当該厚生年金基金の厚生年金当該金保険法第四十四条の三第一項に規定する中途脱退者（以下この項において「厚生年金基金中途脱退者」という。）又は
第八十八条法の第二項	当該厚生年金基金中途脱退者又は
第八十八条法の第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第八十八条法の第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第八十八条法の第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第八十八条前三項の二第二項	規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第一項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第二項前段において準用する第一項
第八十八条前三項の二第二項	平成二十五年改正法附則第三十一条に規定する存続厚生年金基金（第九十三条第四項において「存続厚生年金基金」という。）
第八十八条前三項の二第二項	法第九十三条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第八十八条前三項の二第二項	法第九十三条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第八十八条前三項の二第二項	法第九十一条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第一項	同法	「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）
第二項	同法第百十四條第同項に 確定給付企業年金 法	責任準備金（同法第百十三條第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額 責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額をいう。） 責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額をいう。）

第七節 存続連合会への事務委託に関する事項
第七十一條 平成二十五年改正法附則第六十九條第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 次に掲げる額の算定に関する事務
 - イ 政府が平成二十五年改正法附則第八條の規定により存続厚生年金基金から徴収する責任準備金相当額
 - ロ 政府が平成二十五年改正法附則第十一條第七項の規定により自主解散型基金から徴収する減額責任準備金相当額
 - ハ 政府が平成二十五年改正法附則第十三條第一項の規定により自主解散型基金から徴収する年金給付等積立金の額及び当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額
 - ニ 政府が平成二十五年改正法附則第二十條第三項の規定により清算型基金から徴収する減額責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する年金給付等積立金の額
 - ホ 政府が平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額
 - ヘ 政府が平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定により清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する平成二十五年改正法附則第三十條第四項第一号に掲げる額
- 二 解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ。）の支給に必要な記録の整理に関する事務
- 2 平成二十五年改正法附則第六十九條第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十條第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九條第一項の規定により存続連合会が行うものを除く。）とする。
- 3 平成二十五年改正法附則第六十九條第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三條第一項の規定に基づき政府が解散厚生年金基金等（同項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）から徴収する責任準備金相当額の算定に関する事務
 - 二 解散厚生年金基金等の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務
- 4 平成二十五年改正法附則第六十九條第二項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十條第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九條第二項の規定により存続連合会が行うものを除く。）とする。

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項
(存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替等)

第七十二條 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の例による場合においては、同條第一項中「前條第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第七十二條」と、同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八條に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額」とあるのは「責任準備金相当額」とする。

2 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條（第三号を除く。）及び第八十四條から第八十八條までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十條各号列記以外の部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第十三號に規定する存続連合会
第八十條第四項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項	第八十條第四項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項
第八十條第五項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第三項	第八十條第五項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第三項
第八十條第六項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項	第八十條第六項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項
第八十條第七項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項	第八十條第七項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項
第八十條第八項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項	第八十條第八項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項
第八十條第九項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項	第八十條第九項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項

3 平成二十五年改正法附則第七十三條第二項の規定により改正前保険業法附則第一條の十三の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十條第七項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法	第八十條第七項 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法
---------	---	--

<p>第一項 同法</p> <p>責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額</p> <p>同法第百十四条第一項に</p> <p>確定給付企業年金</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> <p>責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八十条に規定する責任準備金相当額をいう。）</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準）</p> <p>第七十三条 平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により連合会が支給する年金たる給付又は一時金たる給付の額は、同項の交付金及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。</p> <p>（連合会に関する読替え等）</p> <p>第七十四条 平成二十五年改正法附則第七十七條において改正後確定給付企業年金法第三十四條第一項、第三十六條第一項及び第三十七條の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p> <p>第三十四条 老齢給付金</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の第一項ただし脱退一時金及び部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第三十六條第一項及び第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付（以下「老齢給付金」という。）</p> <p>第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付（以下「老齢給付金」という。）</p>	<p>第二項 同法</p> <p>責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額</p> <p>同法第百十四条第一項に</p> <p>確定給付企業年金</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>第二十九條法</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十七條において準用する改正後確定給付企業年金法各号列記以外部分</p> <p>第二十九條法</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付（以下この条において「老齢給付金」という。）</p> <p>（平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用）</p> <p>第七十五條 平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第九十一條の及及び（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を第一項第六一時改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）の規定により連合会が支給する年金たる給付を含む。）及び一時金（平成二十五年改正法の規定により連合会が支給する一時金たる給付を含む。）</p> <p>第九十一條の積立積立金（平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を含む。以下同じ。）</p> <p>第九十一條の業務（平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）</p> <p>第九十一條の及及び（平成二十五年改正法附則第七十條第二項に規定する基金中途脱退者等に係る一時年金たる給付を含む。）及び一時金（同項に規定する基金中途脱退者等に係る一時年金たる給付を含む。）</p> <p>2 平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第六十五條の業務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の第一項を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が行う業務を含む。次条において同じ。）</p> <p>第六十五條の給付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を含む。第二十条第二項において同じ。）</p>
<p>第二十五條法</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第二十九條において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十七條において準用する平成二十五年改正法第二十条の規定による改正後の確定給付企業年金法（第二十九條において「改正後確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>2 改正後確定給付企業年金法施行令第二十五條、第二十六條及び第二十九條の規定は、連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>第三十七條 事業主等</p> <p>平成二十五年改正法附則第三十五條に規定する連合会</p>	<p>（徴収金等の帰属する会計）</p> <p>第七十六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項、第十八條第一項又は第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>2 平成二十五年改正法附則第六十七條第一項又は第七十三條第一項の規定によりその規定の例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定す</p>	<p>（徴収金等の帰属する会計）</p> <p>第七十六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項、第十八條第一項又は第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>2 平成二十五年改正法附則第六十七條第一項又は第七十三條第一項の規定によりその規定の例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定す</p>

る者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置)

第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)の規定を適用する場合には、同条第四項ただし書中「前条各号のいずれかに該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第十五条第一項(同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。))の規定により自主解散型納付計画(同法附則第二十三条において準用する場合)にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十二条において準用する場合)にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。)の承認を取り消したとき」とする。

(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例)

第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

各号法 列記 以外 の部 分	第一号 第二号 第三号	第一号 第二号 第三号
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促を発生してから厚生労働省令で定める期間を経過した平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の額
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促を発生してから厚生労働省令で定める期間を経過した平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の額
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促を発生してから厚生労働省令で定める期間を経過した平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の額

特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。)、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十四号)第六十三号第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五号第二号第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三号第一号	その他これらの法律(以下この号において「厚生年金法等」という。)	その他これらの法律(以下この号において「健康保険法等」という。)
健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十四号)第六十三号第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五号第二号第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三号第一号	又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。	又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。
健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十四号)第六十三号第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五号第二号第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三号第一号	又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。	又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。
健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十四号)第六十三号第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五号第二号第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三号第一号	又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。	又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。

厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第三号

その他これらの法律(以下この号において「健康保険法等」という。)

又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金法等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこ若しくは健保法等の規定による徴収金又は平成
 二五年厚生年金等改正法の規定による徴収
 法律に金等
 による徴
 収金

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年
 金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百條の五第一項の規定
 により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用
 については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
 とする。

健康保険法施行令第六十三條、船員保険法施行令第三十四條、厚生年金保険法の各第二号及び第 四号	健康保険法施行令第六十三條、船員保険法施行令第三十四條、厚生年金保険法の各第二号及び第 四号
厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令第三十三條の各第一号及び第 三十三号	厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令第三十三條の各第一号及び第 三十三号

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四條の二の十六第一号及び第三号
 に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二四四條の二第一項、船員保険法第五十三
 條の二第一項、厚生年金保険法第百條の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一條第四項及び
 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七條第一項の規定により滞
 納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年
 金保険法施行令第四條の二の十六の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第
 二号及び第四号」とする。
 (不服申立てに関する技術的読替え)

第七十九條 平成二十五年改正法附則第八十四條において改正後厚生年金保険法第六章の規定を準
 用する場合においては、改正後厚生年金保険法第九十一條の三中「第九十條第一項」とあるの
 は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
 (平成二十五年法律第六十三号) 附則第八十四條において準用する第九十條第一項」と読み替え
 るものとする。

第八十條 次の掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)
 に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による
 保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百條の五第二項の規定による報告の受理
- 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

(機構への事務の委託)
 第八十一條 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第五條第一項又は第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有
 するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五條の三の規定による徴収に係る事務(当該徴
 収を除く。)
- 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 改正後厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を
 委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険
 法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとす
 る。

第百條の十前項各号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四 号。次項において「経過措置政令」という。)第八十一條第一項各号
-----------	--

第百條の十前二項 経過措置政令第八十一條第一項及び同条第二項において準用する前項
 第三項
 第一項 同条第一項各号

(改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え)
 第八十二條 平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものと
 された同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に
 掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
 字句とする。

第四十被保険者であつた期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 四條のつた期間 二第一 二第二	被保険者であつた期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 險法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。第四十六條第 五項及び第六十條第三項において「平成二十四年一元化法」という。)第一 條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金 被保険者期間(以下この項及び第六十條第三項において「第一号厚生年金被 保険者期間」という。)に限る。第四十六條第五項において同じ。)
--	---

老齡厚生年金(第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この
 條及び第四十六條第五項において同じ。)
 第百三十二條 第一項の規定によりなおその効力を有するも
 第二項 二項
 第四十確定給付企業
 四條の年金法(平成
 二第二十三年法律第
 項第一一十号)

平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するも
 のとされた改正前確定給付企業年金法
 (平成十三年法律第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」とい
 う。)

同法
 他
 基金
 第四十他
 二第二
 項第二
 号、第
 三項及
 び第四
 項

平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するも
 のとされた改正前確定給付企業年金法
 (平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する
 存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)

他
 基金
 第四十他
 二第二
 項第二
 号、第
 三項及
 び第四
 項

平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第一項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を
 改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」
 という。) 附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものと
 された平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第
 一項

第四十四條の二 第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」 という。) 附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものと された平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第 一項
----------------	--

(一)及び第四十)及び平成二十五年改正法附則第八十七條の規定により読み替えられた第四十條の三第四十條の三第四十條

第六十被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に限る。)

第一項第二号平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第一項第二号口

老齡厚生年金老齡厚生年金の額

額 期間が厚生年金期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の

金基金 一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金

第四十條の二 同法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

第二項 同法第一條の規定による改正前の第四十條の二第一項

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る厚生年金保険法の適用の特例)

第八十二條の二 (一)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険

者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間

を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齡厚生年金については、平成

二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚

生年金保険法第四十六條第五項の規定を適用する場合においては、第八十二條の規定にかかわらず、

同項中「被保険者であつた期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を規定するための厚生

年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「平成二十四年一元化

法」という。第一條の規定による改正後の第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険

性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十

三)以下「平成二十五年改正法」という。附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十條の二第一項の

規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の

基礎とする老齡厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十條の三第四十條に規

定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額(以下この項において

「加給年金額」という。及び第四十條の三第四十條に規定する加算額(以下この項において「繰

下げ加算額」という。))とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計

算の基礎とする第四十條の三第四十條に規定する加算額を合算して得た額を除く」とあるのは

(以下この項において「加給年金額」という。))及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険

者期間を計算の基礎とする公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の

一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第八十

二條の二の規定により読み替えられた第四十條の三第四十條に規定する加算額(以下この項にお

いて「繰下げ加算額」という。))を除く」と、「控除して得た額に当該一の期間」とあるのは「控

除して得た額に平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十條の二第一項の規定の適用

がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十條第一項に規定する加給年金額及び第

第八十二條の四 (二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険

者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間

を有するものに支給する遺族厚生年金については、第八十二條の規定により読み替えられた平成二

十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生

年金保険法第六十條第三項及び厚生年金保険法施行令第三條の十一の二の規定により読み替えら

れた厚生年金保険法第六十四條の二の規定を適用する場合には、同項中「被保険者期間

(第一号厚生年金被保険者期間に限る。))とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定によ

る改正後の第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元

化法第一條の規定による改正後の第二條の五第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期

間」と、「については、とあるのは「第一項厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第

百十号)第三條の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齡厚生年金の額(一)とあるの

は「基づく老齡厚生年金の額(一)とする。

(存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律の規定の読替え等)

第八十三條 平成二十五年改正法附則第四百十一條第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた平成二十五年改正法附則第四百十條の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び

保険料の納付の特例等に関する法律(以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。))

第四條から第六條まで、第十條並びに第十四條第二項及び第三項の規定を適用する場合には、

は、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

第一條第六項

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を

改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)以下「平成二十六

年改正法」という。第五條の規定による改正後の第一條第八項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法

等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下

「平成二十五年改正法」という。附則第三條第十一号に規定する

存続厚生年金基金

存続厚生年金基金

存続厚生年金基金

存続厚生年金基金

存続厚生年金基金

存続厚生年金基金

存続厚生年金基金

項十第 及三第 五厚 生年 金保 險法	項十第 二第 五厚 生年 金保 險法	項第及 五第 九第 五厚 生年 金保 險法	項第及 五第 五第 五厚 生年 金保 險法	項第及 三第 五第 五厚 生年 金保 險法	項第及 三第 五第 五厚 生年 金保 險法	項第及 三第 五第 五厚 生年 金保 險法	項第及 三第 五第 五厚 生年 金保 險法	項第及 三第 五第 五厚 生年 金保 險法
<p>同法第百三十九条第四項</p>	<p>同法第百四十一条第一項の規定により準用される同法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項</p>	<p>平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第九項</p>
<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項</p>	<p>平成二十六年改正法第五條の規定による改正後の第一條第九項</p>

2 平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七條から第十條まで並びに第十四條第二項及び第三項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 項第十
三第
五厚
生年
金保
險法 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <p>同法第一項又は第七條第四同條第一項</p> |

七一月に一月から二月までの月	七三、八九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
八三月に一月から二月までの月	八六、八一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
九五月に一月から二月までの月	九九、八三〇円に、上欄で九五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一〇七月に一月から二月までの月	一一二、九六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一一九月に一月から二月までの月	一二六、二一〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一二一月に一月から二月までの月	一三九、五九〇円に、上欄で一二一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一三三月に一月から二月までの月	一五三、一一〇円に、上欄で一三三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一四五月に一月から二月までの月	一六六、七五〇円に、上欄で一四五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一五七月に一月から二月までの月	一八〇、五二〇円に、上欄で一五七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一六九月に一月から二月までの月	一九四、四二〇円に、上欄で一六九月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一七十一月に一月から二月までの月	二〇八、四六〇円に、上欄で一七十一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一八一月に一月から二月までの月	二二二、六四〇円に、上欄で一八一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
一九三月に一月から二月までの月	二三六、九七〇円に、上欄で一九三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇五月に一月から二月までの月	二五〇、四四〇円に、上欄で二〇五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇七月に一月から二月までの月	二六六、〇五〇円に、上欄で二〇七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇九月に一月から二月までの月	二八〇、八一〇円に、上欄で二〇九月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇十一月に一月から二月までの月	二九五、七〇〇円に、上欄で二〇十一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇十二月に一月から二月までの月	三〇〇、二〇〇円に、上欄で二〇十二月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇一月に一月から二月までの月	三一一〇、七五〇円に、上欄で二〇一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇二月に一月から二月までの月	三二五、九五〇円に、上欄で二〇二月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇三月に一月から二月までの月	三四一、三〇〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇四月に一月から二月までの月	三五六、七九〇円に、上欄で二〇四月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
二〇五月に一月から二月までの月	三七二、四四〇円に、上欄で二〇五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数

三三五月に一月から二月までの月	三八八、二五〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
三四七月に一月から二月までの月	四〇四、二一〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
三五九月に一月から二月までの月	四二〇、三二〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
三七一月に一月から二月までの月	四三六、六〇〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
三八三月に一月から二月までの月	四五三、〇四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
三九五月に一月から二月までの月	四六九、六二〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四〇七月に一月から二月までの月	四八六、三七〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四一九月に一月から二月までの月	五〇三、二八〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四三一月に一月から二月までの月	五二〇、三四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四四三月に一月から二月までの月	五三七、五七〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四五五月に一月から二月までの月	五五四、九五〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四六七月に一月から二月までの月	五七二、四九〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四七九月に一月から二月までの月	五九〇、二〇〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
四九一月に一月から二月までの月	六〇八、〇六〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
五〇三月に一月から二月までの月	六二六、一一〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
五一五月に一月から二月までの月	六四四、三二〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
五二七月に一月から二月までの月	六六二、七〇〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に應じて、当該月数をそれぞれ加えて得た月数
五四〇月	六八二、七七〇円

付録(第四十三条関係)

$$A \times P / 1000 \times 1.01^{t/12} + B$$

備考

A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に中小企業退職金共済法第十条第二項

第三号口の規定により算定される金額

二 $A \times P / 10000 \times 1.01^t / 12$ に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。
